

## 【DERME（デルメ）神明ホテル宿泊約款】

（本約款の適用）

### 第1条

1. 当ホテルの締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款に定めるところならびにこの約款と一体となる利用規則（以下、「利用規則」といいます。）の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は慣習によるものとします。
2. 当ホテルは前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じることができます。その場合、前項の規定にかかわらずその特約が優先するものとします。

（宿泊引受けの拒絶）

### 第2条

当ホテルは次の場合には、宿泊の引受けをお断りする場合があります。

- （1）宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- （2）満室により客室の提供ができないとき。
- （3）災害その他の緊急事態の発生等により、被災者及び災害復旧担当者等のため優先的に客室を提供すべきことが現実に予定されるなど、前号に準ずる事由のあるとき。
- （4）宿泊しようとする方が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団もしくは暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員又はその関係者であるとき。
- （5）宿泊しようとする方が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- （6）宿泊しようとする方が、伝染性の疾病にかかっている者であると明らかに認められるとき。
- （7）宿泊に関し社会通念上相当な範囲を超えるサービスその他の負担を求められたとき。
- （8）天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- （9）宿泊しようとする方が泥酔者等で、他のお客様に迷惑を及ぼし、もしくは当ホテルの運営を阻害するおそれがあるとき、又は他のお客様もしくは当ホテルの従業員に対し、迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- （10）宿泊しようとする方について、心身の不調が明らかに認められる状態であるとき。
- （11）保護者の許可のない未成年者のみが宿泊するとき。
- （12）宿泊する権利を他に譲渡する目的で、宿泊の申込みをしたとき。
- （13）実際には宿泊する意思がないにもかかわらず、宿泊の申込みをしたとき。
- （14）その他、各種法令又は都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。

（氏名等の明告）

### 第3条

1. 当ホテルは宿泊日に先だつ宿泊の申込み（以下「宿泊予約の申込み」という。）をお引受けした場合には、期限を定めてその宿泊予約の申込み者に対して、旅館業法第6条、同法施行規則第4条の2及び当ホテルの所在する都道府県の定める条例に基づき、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。尚、当ホテルは全て予約制です。
  - 1) 宿泊者の住所、氏名、性別、年齢
  - 2) 宿泊日及び到着予定時刻、出発予定日時
  - 3) 宿泊者の連絡先
  - 4) その他、当ホテルが必要と認めた事項。（国籍・職業・会社名など）
2. 前項に基づき当ホテルに申出のあった内容に変更を生じたときは、変更後の内容を速やかに当ホテルに申し出ていただきます。

(宿泊予約)

#### 第4条

1. 当ホテルの宿泊予約は基本的に事前予約で、カード決済のみとさせていただきます。  
現地決済をご希望の際はPayPayでの決済となります。
2. 前項の予約金は、次条の定める場合に該当するときは同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

(予約の解除)

#### 第5条

当ホテルは宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部又は一部を解除したときは、次に掲げるところにより違約金を申し受けます。

(違約金申し受け規定)

1. 宿泊日当日にキャンセルした場合、その宿泊第1日目の宿泊料金の100%いただきます。  
但し2名様のご予約の場合は宿泊日の2日前までにキャンセルの連絡がない場合は前日から100%のキャンセル料がかかります。  
キャンセルポリシー  
キャンセル料は以下の通り頂戴いたします。  
当日 : 宿泊料金の100%  
前日 : 宿泊料金の20%  
連絡なしの宿泊/不着 : 宿泊料金の100%
2. 当ホテルは、宿泊者が連絡をしないで、宿泊当日の午後11時(あらかじめ予約到着時刻の明示されている場合は、その時刻を1時間経過した時刻)になっても到着もご連絡もないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし処理する場合があります。
3. 前項の規定により、解除されたものとみなした場合において宿泊者がその連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等、公共の運輸機関の不着、又は遅延、その他宿泊者の責に帰さない理由によるものを証明したときは、第1項の違約金はいただきません。

#### 第6条

当ホテルは、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することが出来ます。

1. 第2条に該当することとなったとき。
2. 第3条、第1号の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき。
3. 当ホテルは前項の規定により、宿泊予約を解除したときはその宿泊金についてすでに収受している場合は返還します。

(宿泊者の登録)

#### 第7条

宿泊者は、宿泊予約時に次の事項をご登録ください。

1. 第3条、第1号の事項
2. 外国人にあたっては、パスポートのコピー(旅券番号、入国地及び入国年月日、外国人登録証)
3. 前泊地及び行先地
4. その他、当ホテルが必要と認めた事項(※連絡できる電話番号など)

(チェックインタイム)

#### 第8条

1. 宿泊者の客室入室時刻は（チェックインタイム）は午後3時から午後11時までとします。
2. 宿泊者以外の御家族、御親族同伴者又は来訪者の方のロビーより内部及び、客室への立入は固くお断りいたします。

(チェックアウトタイム)

#### 第9条

1. 宿泊者が、当ホテルの客室をおあげいただく時刻（チェックアウトタイム）は、午前11時とします。
2. 当ホテルはビジネスホテルの為、連泊の場合でも午前11時から午後3時迄の間は客室を空けていただきます。チェックアウトタイムをこえての客室の使用（延長）はお受けしておりません。

(料金の支払い)

#### 第10条

1. 料金の支払いは、事前にインターネットでの電子決済により決済していただきます。
2. 宿泊者が客室を使用したのち、任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。
3. 出発予定日のチェックイン時刻を越える場合は、1泊分の宿泊料金を申し受けるものとし、到着日のチェックアウト時刻前からの使用についても同様に申し受けます。

(利用規則の厳守)

#### 第11条

宿泊者は、当ホテル内において当ホテルが定めて当ホテルが掲示した利用規則に従っていただきます。

(宿泊継続の拒絶)

第12条 当ホテルは、お引受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りすることがあります。

1. 第2条に該当することになったとき。
2. 前条の利用規則に従わないとき。

当ホテルは、安全及び衛生管理その他当ホテルの運営管理上の必要があるときは、客室に立入り、必要な措置をとることができるものとします。

(貴重品)

#### 第13条

貴重品の紛失・盗難等の事故に対しては、一切責任を負いかねます。

(駐車場の責任)

#### 第14条

宿泊客へ従業員用駐車場を利用いただく場合がありますが、その場合車両のキーはお預かりしません。

当ホテルは場所を貸すものであって車両の管理責任まで負うものではありません。

但し、当ホテルの駐車場内においてお客様に生じた車両の滅失、毀損等の損害について、当ホテルの責に帰すべき事由のあるときは、それが故意又は重過失である場合を除き、10万円を限度としてその損害を賠償します。

(宿泊の責任)

第15条

1. 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が宿泊室の暗証番号で入室したときに始まり、宿泊者が出発するため客室をあけたときに終わります。
2. 当ホテルの責に帰すべき理由により、宿泊者に客室を提供ができなくなったときは、天災、その他の理由による困難な場合を除き、その宿泊者に同一又は類似の条件による他の宿泊施設をあっせんします。  
この場合には、客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金は頂きません。
3. 宿泊者によってこの約款もしくは利用規則に違反する行為及びその他お客様の責に帰すべき事由により、当ホテルが客室の清掃・修繕費用の支出、販売機会の喪失その他の損害を被ったときは、宿泊者に当ホテルが被った損害を賠償していただきます。

(忘れ物)

第16条

1. 宿泊者がチェックアウトした後、手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合、当ホテルは、原則として発見日を含めて7日間保管し、その間に宿泊者から返還の申出がなされなかった場合には、これを最寄りの警察署へ届けるものとします。  
但し、貴重品については、直ちに最寄りの警察署へ届けるものとします。  
また、飲食物及び雑誌並びにその他の廃棄物に類するものについては、チェックアウトの翌日までにご連絡がない場合には、当ホテルにて任意に処分させていただきます。
2. 当ホテルは、置き忘れられた手荷物又は携帯品について、内容物の性質に従い適切な処理を行うため、その中身を任意に点検し、必要に応じ、遺失者への返還又は前項に従った処理を行うことができるものとし、宿泊者がこれに異議を述べることはできないものとします。

第17条 (当ホテルの責任)

- 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の不履行、又は不法行為によりお客様に損害を与えたときは、当ホテルに故意又は重過失のある場合を除き、10万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 当ホテルは、お客様の前項の損害に対処するため、賠償責任保険に加入しておりますが、保険契約上の免責事由に該当するときは、お客様の被った損害が填補されない場合があります。

第18条 (約款の改定)

この約款は、必要に応じて随時改定することができるものとします。

この約款が改定された場合、当ホテルは、改定後の約款の内容及び効力発生日を当ホテルのホームページもしくは客室内に掲出するものとします。

スチームアイロンの御利用に関しては付加サービスになりますので、当日の故障判明時には修理が間に合わない場合が御座いますので、ご了承ください。

- ・お部屋の傷、汚れなどがあった場合、補修代を請求します。(例 髪及び物への染色、ヘアカラー、器物破損、寝具へのシミ・汚損など全額請求します。)
- ・暴力団員、反社会団体員の方、泥酔者、並びに心身喪失者への御入館は固くお断り致します。

## 【DERME（デルメ）神明ホテル利用規則・注意事項】

当ホテルは、お客様に安全・快適なご利用をいただくためと、ホテルの持つ公共性を保持するため、宿泊約款と一体となる下記の規則を定めております。

この規則に違反したときは、宿泊約款第6条の規定により、宿泊契約を解除することがあります。

### 記

1. 当ホテルでは、ご滞在中の現金、貴重品のお預かりは一切いたしません。  
ご自身で適切に管理をお願いしております。  
貴重品の紛失、盗難については一切責任を負いかねますので、ご了承ください。
2. 当ホテルでは、防犯上宿泊者以外の外来者の立ち入りを堅く禁止しております。  
※配達物等のお受け取りや外来者との面会は、1階正面玄関の外で対応をお願いいたします。  
申出なく契約人数を超えての利用が発覚した場合は、その超過利用分を請求致します。
3. 当ホテルの居室換気は、バスルームに設置されている24時間換気及び室内換気口にて行っておりますので、バスルームのドアは締め切りにせず、使用時以外は開放ください。  
なお、全館内喫煙は固くお断りしております。  
また、バスルーム内で毛染めなどの着色の原因となる行為はご遠慮ください。  
※行為が発覚した場合は、クリーニング料金の請求をさせていただきます。
4. ベットスペースへの飲食物の持ち込み、宿泊以外の目的での利用は固くお断りいたします。  
また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成4年3月1日施行）による指定暴力団及び指定暴力団員、反社会团体及び反社会团体員等の当ホテルの利用はご遠慮いただきます。  
ご予約後、あるいはご利用中にその事実が判明した場合、その時点でご利用をお断りいたします。  
暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求及びこれに類する行為が認められる場合、直ちに当ホテルの利用はご遠慮いただきます。
5. 当ホテル内での次に定める行為は固く禁止しております。
  - (1) 暖房用、炊事用の火器及び当ホテルの貸出品以外のアイロンその他の電化製品の使用
  - (2) 放歌高吟等の喧騒行為、異臭放散その他第三者に嫌悪感や迷惑を及ぼしたりする行為
  - (3) 次に定める物品の持ち込み
    - (イ) 動物、鳥類等（盲導犬等を除く。）
    - (ロ) 覚醒剤、麻薬類等、法令により所持を禁止されている薬品類
    - (ハ) 発火又は引火しやすい火薬や揮発油類及び身体に害を及ぼす危険性のある薬品や危険物
  - (ニ) 許可証のない銃砲、刀剣類及びこれらの類似品
  - (ホ) 著しく多量もしくは重量のある物品

- (へ) 悪臭を発するもの
- (ト) ごみ及び客室の衛生を妨げる物品
- (チ) 当ホテル内での使用を目的とした電化製品及び調理器具等の物品
- (リ) その他当ホテルが客室への持込みを禁止することとした物品
- (4) 賭博及び風紀を乱し、他人に迷惑をかけるような公序良俗に反する行為
- (5) 他のお客様にチラシ、ビラその他の広告物を配布する行為
- (6) 館内の諸設備及び諸物品の移動、加工、持ち出し、及び本来の用途以外の目的での使用
- (7) 客室以外の場所での所持品の放置
- (8) 客用以外の施設への立ち入り
- (9) 当ホテルが許可する施設以外から飲食物等の出前を取ること
- (10) ユニットバス内及び大浴場内での染毛・漂白剤等の使用
- (11) 客室内でお香などを焚く行為
- (12) 営利を目的とした活動
- (13) 指定暴力団及び指定暴力団員、反社会团体及び反社会团体員等の当ホテルの利用
- (14) その他当ホテル内での安全及び衛生の妨げとなる全ての行為

#### 【付 則】

この宿泊約款及び利用規則は、令和元年12月13日から適用します。

当ホテルのご利用に関するお問い合わせは、公式ホームページの予約・お問い合わせフォームまたは電話にて賜っております。

電話番号：月～金（10：00～18：00）：048-836-2334

その他時間・緊急時：090-6153-4964